

障がい福祉サービス等を利用される方へ

サービス等利用計画の作成が
必要となりました

Q&A



鳥取市

Q&A

障がい福祉サービス等を利用される方は サービス等利用計画の 作成が必要となりました

Q

サービス等
利用計画とは？

A

障がいのある方の希望する生活や現在の状況をもとに作成する「生活の設計図」です。

- 必要な福祉サービスなどを活用して生活の質を高め地域で暮らすことができます。

Q

だれが作るのですか？

A

相談支援事業所の相談支援専門員が作ります。

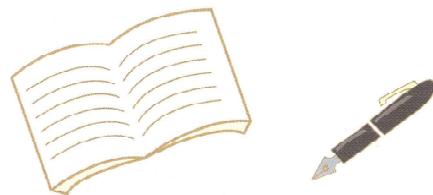
- 市から指定を受けた相談支援事業所の相談支援専門員がサービスを利用される方やご家族と一緒に作ります。（「指定を受けた相談支援事業所の一覧」をご覧ください）
- 相談支援事業所を利用せず、ご自分（ご家族も含む）で計画を作成することもできます（セルフプラン）。

Q

計画を作ると
どんなメリットがありますか？

A

- ① 利用者の希望に基づいて利用者中心の支援を受けることができます。
- ② サービス等でわからないことについて、相談支援事業所の相談支援専門員から説明を受けることができ、その方にあったサービスの提案をしてもらえます。
- ③ 計画があることで、利用者と関係者が共通の認識をもつことができる為、一体的な支援を受けることが可能になります。



Q

計画を作成する
のに費用は
かかりますか？

A

無料です。費用はかかりません。

※ ただし、自宅等を訪問する際の交通費の負担が必要となる場合があります。事業所と契約する際の「重要事項説明書」をご確認ください。



Q

サービス等利用計画は具体的に
いつから作ることになりますか？

A

計画の作成が必要な方には、現在決定しているサービスの更新時期やサービスの変更の際に合わせ、鳥取市からお知らせします。

Q

「サービス等利用計画」と、
事業所が作る「個別支援計画」との違いは何？



A

「サービス等利用計画」は、利用者の生活全体の課題解決や目標を実現する為に、その方にあったサービス等を組み合わせ合わせた総合的な計画です。

「個別支援計画」は、サービス等利用計画の全体目標をもとに、事業所ごとに作成する個別の計画です。